

令和2年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年5月15（金） 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 1階 軽運動場
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 |
| 11番 | 萬代 泰生 | 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 |
| 15番 | 安富 法明 | 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|--------|-------|-------|
| 大橋 つや子 | 篠田 巧 | 田口 幸雄 |
| 中野 修 | 南野 哲廣 | 野尻 渉 |
| 山縣 正明 | 山田 孝治 | |
- 5 欠席農業委員 12番 井町 哲
- 6 欠席推進委員 原田 一馬
- 7 事務局 事務局長 落合 浩志 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	互礼。 コロナも非常事態宣言は解除になりましたけれど、もうしばらくこのような形での会議が続くと思います。ご不便かけますけれど御協力よろしく願いいたします。それでは、只今から令和 2 年第 5 回総会を開催いたします。本日の出席委員は 1 8 名中 1 7 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに欠席委員は、欠席の届けがないんですけど 1 2 番井町委員、途中で来られるかもわかりません。それでは、美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは指名をいたします。3 番、俵委員。1 5 番、安富委員。よろしく願いいたします。それでは、議事に入る前に皆さんの方にご了解をいただきたい件があります。議事順位の第 6、第 7 を報告 1、報告 2 を最初にやりたいと思います。これ、許可の取り下げ等についての案件でございます。よろしく願いいたします。後で出てきます 3 条等に関係がありますので、こちらから入りたいと思います。それでは、議事順位第 6 報告第 1 号 すみません、第 7。報告。
事務局	ちょっと、すみません。事務局から、先に。
議長	順番が。
事務局	はい、すみません。議事目録の議事順位なんですけど、報告第 6 が 2 つありますので、報告第 1 号から 7、報告第 2 号が 8、最後のその他が 1 3 になるので、ひとつずれてます。申し訳ありません。
議長	それでは、議事順位第 7 報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可取消についてを、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読 1 件。 空き家を購入し、それに付随する農地を令和元年 1 1 月 1 5 日付け農地法第 3 条の許可を受けられましたが、売買契約解除のため取消申請書を提出されたものです。以上報告します。

議長	<p>はい。ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか。とくに発言ないようにございますので以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第8 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請取消についてを、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読1件。</p> <p>空き家を購入し、駐車場を設置するために、令和元年11月26日付けで農地法第5条の許可を受けられましたが、売買契約解除のため取消申請書を提出されたものです。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。（「ありません」の声）よろしゅうございますか。とくに発言ないようにございますので以上で報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から9までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第3条許可申請9件について、説明いたします。</p> <p>9件朗読。</p> <p>1件目。こちらは、先程報告第1号で取消しされた土地になります。隣接する住居を購入するにあたり、併せて申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、耕作をするにあたり必要な農機具を購入する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。果樹栽培、季節の野菜の耕作をされます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は11月の総会で報告した空き家に付随する農地の別段の面積の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上のとおり農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。遠方に居住しており、耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します、報告第5号により自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第2号から第7号</p>

	<p>の要件を全て満たしています。以上のとおり農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。農業経営拡大のため譲渡人から申請地を譲り受けるものです。この件につきましては、1番、第1号から第7号農地法3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。高齢のため耕作管理が困難となった母親から申請地を譲り受けるものです。第1号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します、報告第5号により自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第2号から第7号の要件はすべて満たしていると考えます。以上のとおり農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。病気のため耕作管理が困難となった弟から申請地を譲り受けるものです。第1号から第7号の農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>6件目。耕作地の隣接にある申請地を譲り受けるものです。この件につきましても、第1号から第7号の農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>7件目。耕作地の隣接にある申請地を譲り受けるものです。こちらにつきましても、第1号から第7号の農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>8件目、9件目につきましては同一譲受人ですので一括して説明させていただきます。耕作管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。第1号の全部効率利用要件について、譲受人は新規の農地取得ですが、耕作に必要な機械は借りる予定で、農地を効率的に管理する事が見込まれます。クラピア、果樹、野菜を耕作される予定です。第2号から第3号、第2号、第3号の要件、第2号から第3号の許可要件は満たしていると考えます。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第7号から第7号の許可要件を満たしています。以上のとおり、農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、1番と8番9番を除いて、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>4番の伊藤でございます。5月8日。事務局局長、及び職員さん1人、及び、山本会長、俵委員、私それと各地区推進委員さんに立会いをしていただきまして、現地調査を実施いたしました。それでは、まず1番最初の1番はこれ新規就農ということでまわっておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。なお図面で場所等必要でしたら確認してみてください。</p> <p>2番目になります。●●さんと●●さんの関係なんですけども、この位置は●●●号線、●●交差点ですね。ここから、東側、もしくは南側どっちになるんですかね、大木立を●●地区の方へ入って行きます。500mくらい入ったところの左手になります。図面を参照していただければと思います。自宅はそのそばに●●●●があるんですけども、今回取得する土地はちょっと離れては</p>

おります。現在ですね、土地、耕作地を持っておられる。家族でしっかりと管理されております。よって今回の取得、約6反近くなるんですけども、子供および家族と力を合わせてやるということなので、管理及び耕作が十分できるものと判断してまいりました。

3番目。●●さんと●●●●の件ですね。●●さんの件ですけども、位置的には●●●●、●●●●ですね。が●●に通っておるところなんです。●●、●●というのがこれ●●●●になるんですかね、ちょっとはつきりわかりませんが、図面をよう見てください。今は太陽光発電になっておる●●●●とこの●●●●の中間くらいに位置する耕作田です。確認しましたらそれぞれ、しっかりと耕作管理されており、これからも十分やれるものと判断してまいりました。

4番手ですね。4番手の●●●●、●●●●になる●●さんのところなんですけども、これはここの譲り受けるところは確認しておりませんが、以前、●●●●（「4番」の声）これは●●じゃから、●●なんじゃないんじやな、ごめんなさい（「●●さん」の声）はい。●●●●さんのところですね。この場所はですね、●●●●号線、●●からですね●●に入っていく道、昔の●●●●ですか、そのまま通る道の近くなんですけども、ここも十分に耕作管理がされており、今後も取得されても十分やっっていけるんじゃないかと判断しました。

続いて5番手。●●さんですね。ここは今回3条になるところは●●なんですけども、この方が以前取得された●●●●、●●●●●ですね。●●●●の●●から●●、昔の●●に向かう途中なんですけども何とかさんという●●●●がありまして山の上に、その入り口の近くなんですが、これ河川のそばにあるんですけども、しっかり管理はされておるんですが、近く河川の工事があるということで、まだ全体的に管理徹底されたもんじゃないんですけども、現状を見るにこれからも十分管理、運営されていくものと判断いたしました。

続いて6番、7番。これ同じ方達のやり取りになるんですけど、この場所がですね、私、ちょっとようわからなかったですね。●●●●からですね、なんかとんでもないところに入りましてね、途中には車にようてしましまして、それは冗談ですけど●●さんここにいらっしゃるんでございますけど、このお家の関係。これはですね、見た通り438㎡と242㎡ですか、これをお互いの今後の土地を便利に使うために、譲り合おう、交換し合おうということで申請されたもので、現状からして十分問題の無い土地であると判断してまいりました。

それから、8番、9番は、新規就農ということなので、見ておりません。以上です。

議長

ありがとうございます。ちょっと私の方から、簡単に補足を2点ほどさせていただきます。4番の●●さんですが報告で出てきます現況証明の関係で旧道の方へ行きましたけれど、家自体は●●●●の●●●●の手前でございます。先月、1回出てきましたけれど、以前、現況証明をとられた土地と、4条申請で許可を得られた土地が登記が、地目変更の登記がなされてなかったというのと、も

	う 1 点実際にはかなり昔から農地外になってた部分がありましてこの 3 つを処理をするために、今月もう一度申請を出し直してもらって、行った案件でございます。それと 6 番 7 番ですけれど、ただ、譲受人の申し出というふうに書いてありますけれど、土地自体は実際にはこの土地はそのまま今から名前が変わるといいますか所有権が変わる方が作って耕作しておられます。どうも分筆して登記をした時に登記ミスで誤登記で持ち主が入れ替わったということが今回の申請になったもとの原因で、らしいということでもございました。、以上でございます。それでは、地元推進委員さんの方より補足説明ございましたらお願いいたします。
議長	2 番。
2 3 番（推進委員）	2 番。伊佐地区の山田です。先程、伊藤委員が言われた通り、支障ないと思います。審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	はい。3 番。
7 番（推進委員）	大橋です。先程、委員さんが言われたように間違いないと思います。よろしく申し上げます。
議長	4 番。
1 4 番（推進委員）	4 番ですが、上地区担当の野尻と申します。今、本来は第 4 回の申請の提出でしたが、今、会長が言われたように申請書に不備があったために今回の申請されたというところです。譲受人は 10 年くらい前に両親が高齢化に達したことを機に、会社員、県外多分●●●だと思いますが、退職して●●●●に帰り、農業を始め、本年からは本格的に取り組みたいと第 3 条の申請されたことだと思います。申請地は適正に管理されており、周辺の農地にも支障はなく、特に問題はないと思います。
議長	5 番、原田さんですね。欠席です。 先程、伊藤委員さんが言われた通り、相違ないと私は思います。先月も他の件で 5 条が上がって出てましたけど、豊田前に分かる人はおられないですよ、他に。はい。そしたら、6 番、7 番。田口さん
1 1 番（推進委員）	赤郷の推進委員の田口です。これの●●さん、●●さん共に土地の方はよく管理されて、がんばっておられます。それでさっき会長さんが言われたように、登記のミスということで今、現に作られております。子供さんのためにですね、分かるうちにちゃんと

議長	<p>やっておこうということで今これ申請を出されたわけです。別に問題無いと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。それではですね。3条の件で、まず、6番、7番から審議にはいりたいと思います。●●●●さん退席をお願いいたします。(●●●●退席)</p> <p>6番、7番の件ですが、先程から現地調査をされた委員、地元委員の報告もございましたけれど、委員の皆さんよりなにかご意見等ございましたら、お願いします。よろしゅうございますか。(「はい」の声)それでは、採決に移りたいと思います。議案第1号の6番、7番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号の6番、7番につきましては、原案の通り決定を致します。それでは、議事を再開いたします。6番と7番を除きまして、1番から9番までの議案につきまして、委員の皆さんよりご意見ございましたらお願いします。はい。</p>
16番	<p>16番の伊藤です。2番目の●●さん。まあ大変失礼ながら、いいお歳です。家族で一生懸命やっとなというお話でしたけど、家族の方、何か確認、確認、後継者とかそういった方いらっしゃるわけですか？</p>
4番	<p>当日は、会えてないんですけど息子さん達がおられる、です。</p>
議長	<p>栗をかなり植えておられるんですが、すごい急傾斜のところに栗が植えてあって、奥が●●なんですけど、●●に行く道にですね、栗が落ちるころになると、ごろごろ転げて落ちるほど、それで、その土手がものすごくきれいに刈ってあります。他にご意見ございませんか。よろしゅうございますか。</p>
18番	<p>8番と9番ですが、●●になってますが、こちらに帰って来て、就農されるということでしょうか。</p>
6番	<p>地元の岸でございます。今のご質問ですが、9番の●●さんの家を取得されるということで、そこから農作業に従事されるということでもう取得をされる条件でございます。はい。</p>

18番	はい、わかりました。
議長	他にございませんか。意見が出尽くしたようでございますが、採決に移ってもよろしゅうございますか。それでは、議案第1号、6番、7番を除いて原案の通り決定をすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。それでは続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から3までを、事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読3件。 番号1。申請地は、●●●●から●●へ1kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地の北側の土地を売却したため面積が小さくなり、耕作に適さなくなったため杉70本を植林するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号2番。申請地は、●●●●から●●へ4.4kmの位置にある第2種農地です。自宅に駐車場用地がなく不便なため駐車場5台分、進入路、合併浄化槽を設置するものです。駐車場、合併浄化槽につきましては現地調査前日に農地法の許可を得ることなく設置されています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号3。申請地は、●●●●から●●へ4.4kmの位置にある第2種農地です。高齢で酪農をやめ畑として利用しなくなったためクヌギ1920本を植林するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。

4 番	<p>引継いで4番伊藤が報告させていただきます。第4条の1番目、●●さん宅ですね。これはですね、●●●●号、●●から●●●●、●●方面に向かいます。約1kmぐらい入って行くと●●●●という●●●●の●●●●さんがありますが、この裏というか、東側にあるんですかね、山に瀬っております。たまたま、この●●●●を買った時にですね、全部買ったら良かったんですが、なんか中途半端な買い方ですね、細長いうなぎの寝床のような土地が空いてしまってますね、これで使いようがないもんで植林を植樹をしたいという申し出でございました。確認しましたけども、そこそこ手入れをされており、植えようと思えば十分植えられるような土地が作ってありました。</p> <p>続いて2番目。●●さん。これは●●●●号線。●●から●●の方へ向かって行きますと、●●、先程言いました●●じゃなく、●●●●の交差点があります。ここに同じく●●●●のバス停があって、ここから●●側に向かって150mくらい入りこんだ所が現地でございます。以前ですね。ここは農振の除外申請されてこれがおきた後に、ここを駐車場とするということです。あまりにもですね、きれいにされすぎてるくらい管理されている気がしてですね、まあそこそこにやっておられて、びっくりしておったんですけども、問題ないんじゃないかなと思って、判断して帰りました。</p> <p>3番目ですけども。これはですね。●●●●が、あれは●●になると思うんですけども、●●から●●、●●の方へ向かう道路ですね、これ、先程言ったように、昔、●●●●という●●があって、今は太陽光発電があるんですけどその裏手というか北側にはですね、●●●●という●●●●作っている会社なんかがあるんですが、この横側をですね、地図を見てもらうといいんですけども、かなり山奥に入ります。そこに酪農をされておる建物等が機械等が置いてあるんですけども、その奥にですね、放牧場というんですかね、搾業をやっておられるようですけども、このエサをとるために使用しておられた土地もあり、しっかりとメッシュで囲まれて管理されたい土地なんですけども、高齢でもう縮小したい、鳥獣被害にあうということで、ここを植林して、山林化していこうということで現場を見たんですが、十分な植樹ができるような場所であると判断してまいりました。以上でございます。</p>
議長	はい。ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
2 2 番（推進委員）	1番について。山縣です。今、委員さんが言われたように別段問題はないと思いますので、よろしくお願ひします
議長	はい。2番。
2 3 番（推進委員）	はい、伊佐地区の山田です。伊藤委員が言われたとおりの始末書も提出されておりますので、しょうがないと思います。審議のほど、よろしくお願ひします

議長	はい。3番。
7番（推進委員）	3番。大橋です。伊藤委員が言われたとおりに間違いのないと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございます。それでは、委員の皆さんより、何かご意見ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。
委員	異議なし。
議長	それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案のとおり決定をし、常設審議委員会に附します。それでは続きまして、議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から2までを、事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 1件目。申請地は、●●●●から北東へ1.6kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地に隣接する空き家の購入と併せて申請地を取得し駐車場6台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請地は、●●●●から南西へ3.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、パネル設置面積457.25㎡、発電出力103.74kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	はい。ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
3 番	<p>3 番。俵でございます。1 番ですが、報告第 2 号で出ました、前の取得者の方が、契約解除された所をまた取得されて駐車場をつくるというものでありまして、前 1 回、農業委員会で許可をしている案件であり、特段問題はなかろうかというふうに考えております。</p> <p>続きまして 2 番目ですが、これは、●●方面に向かって●●●●、私ちょっと良く分かんないのですが、●●●ですか、と県道の間挟まれた土地でありまして、20 ページを見ていただいたらお分かりになると思うんですが。一体利用で宅地が 2 筆ございまして、この申請地は 99 m²でわずか農地が残っており、そこに一体として太陽光発電にするというものでありまして、現状も周りに農地も無く、問題はなかろうかというふうに判断をいたしました。以上でございます。</p>
議長	はい。ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
2 2 番（推進委員）	1 番について、山縣ですが。今、俵委員さんが言われたように、前にしちゃったとおり、別段、問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。
1 2 番（推進委員）	はい、中野ですが。委員が言われたとおりでございます。別に、何も無いと思いますのでよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんよりなにかご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第 3 号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 3 号は原案のとおり決定をし、常設委員会に附します。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第 4 議案第 4 号 農地転用事業計画変更承認についてを議題といたします。事務局より 1、2 を議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。太陽光発電設備を設置するにあたり中国電力の外線敷地交渉が難航しているため、令和4年5月31日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は0%とのことです。</p> <p>2件目。畑地造成をするにあたり、造成用の土不足のため、令和3年3月31日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は30%とのことです。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。ただいまの説明に関連しまして、地元委員より、特に発言がございましたら、お願いいたします。</p>
22番（推進委員）	<p>地元委員の山縣ですが、ここは、太陽光を作ると言われるんですが、今いわれてるように、進捗率は0%です。去年の暮れに草を一度刈ってきれいにしたんですが、やるんかなと思ったんですが、それ以降、全然、音沙汰がないんで、これ見て0%や、で今のところ問題はないと思います。草も去年刈ったので、大丈夫だと思います。</p>
議長	<p>2番。いない。農業委員さんで2番分かる方、いらっしゃいませんか。綾木です。伊藤さんどうですか。こっち。宮崎さんの方に。</p>
2番	<p>はい。●●●さんですが、私のところのひとつ上の部落でございまして、●●へ抜ける方の所でございます。現在は息子さんと一緒にですね、牛を育てておりますが、その牧草地も兼用でですね、基盤整備で残った田んぼでございまして、小さな田んぼですね。埋め立てて、である程度の所までもってきたいというのが初めの申請にあったんですが、何分泥不足という形で、現在30%と書いてありますが、全体的にはそのくらいの程度の泥がならしてあります。なお、ブルもその隣に置いたままで、現状でおりますのでさほど問題はないと思われまして。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いします。はい。</p>
6番	<p>ちょっと、ようわからん、質問なんですけど、この1番のこの外線敷地交渉で、これ、もともと外線敷地でののは決まって申請するものじゃないんですか。もともとこうゆう後回しというのを、その発電、太陽光発電設備する時に、こうゆうことが起こりうるんですか。ちょっとよう、分かんないんですけど。</p>

議長	外線引き込みの問題なん、これ。小幡君、外線の引き込みの関係なの。
事務局	外線の予定が未定のため、延長の申請が出されたものです。
議長	外線の方は中電さんとの関係なんです。許可申請をする時に必要になるのが通産省の方の許可なんです。通産省の方の許可は、産業省、産業省の方の許可は出てるんです、ようするに外線ですから電柱に引っ張る線路の関係の中電との間での交渉がうまくいってないということだとゆうふうに思います。はい。
22番（推進委員）	それは私の方でちょっと勘違いかもしれませんがですね、今太陽光作る土地の下に●●●●さんの土地があったんですね。そこへ、●●●●さんの前が●●へ行く道で幹線が通っている、その前にアパートを建てて、建ったものでアパート建って上を横を通って行くのがちょっと難しくなったんじゃないかと、それで次の電柱からひっぱると●●さんの方へ行くと、屋根を通らないといけないということになると今度は●●●●の●●の方からひっぱらないといけないというような感じになったんじゃないかなと私は予測するんで、あそこの●●さんが発電の申込みをするほど前後してあそこにアパートが建ったんで目の前に家が建ったんでちょっとこうしたんじゃないかなと、私はそのように感じます。
議長	岸委員、よろしゅうございますか。たぶん、電柱の関係と、電線の関係で引き込みが難しくなってきたんで、今検討中だとゆうふうに思います。
6番	わかりました。
議長	たぶん会社ですから、どうしようもできなかつたら取り下げを出してくるというふうに思います。他に、ご意見ございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、議事順位第5 議案第5号 農振法に基づく農用地除外申請についてを議題といたします。1から2までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●から南西に1.9kmの位置にある農用地区域内農地です。道路の拡幅、駐車場を設置するための農振除外です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●から西に900mの位置にある農用地区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための農振除外です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
3番	<p>はい。3番、俵です。まず1番ですが、場所は今説明がございました●●から●●に向かう●●●●ですか、これを●●方面に2kmばかり行ったところでございます。26ページを見ていただいたらお分かりになると思うんですが、●●●●－●というのがございますが、それが●●さんの宅地でございます。それに入る●●●●－●というのが進入路でありまして、ちょっと今狭いということで左側の●●●●－●を取得し、農道を広げて、進入路を広げて駐車場を作りたいということで、まわりの農地も左側もなく、上側も●●さんの畑がありまして、特に進入路や駐車場にしても問題はないので、というふうに考えております。</p> <p>2番目の●●の●●さんですが、これ以前は農道で出た所なんです、27ページの申請地と書いてあるところを、この上の図面が切れているところが、●●の●●●●の駐車場になります。この土地から150mくらいですかね、上がった所が●●●●の駐車場になる場所でございます。この農地の前も後ろも農道で右側には住宅地ということで道路に囲まれた場所でございます、太陽光発電されても問題はないかなというふうに思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p> <p>1番なし。はい。2番。</p>
9番（推進委員）	<p>推進委員の篠田でございます。この太陽光発電の設置によりまして、周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、別に問題ないと思います。以上でございます。</p>

議長	<p>はい。ありがとうございます。1番につきましても、周囲には農地はございません。進入路と奥はご本人の菜園が若干ありますけれど、ほとんど周囲の農地に及ぼす問題はおこらないというふうに思っております。場所的にはですね。●●●●の家のそばでございます。距離にして50mも離れてない所でございます。別段問題ないというふうに思っております。委員のみなさんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは、採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして、原案に対して、当番委員の報告及び協議結果を意見として決定をし、決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。続きまして、議事順位第6 議案第6号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 それでは、本日別冊で配布しております、令和2年5月29日告示、令和2年6月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回は全体で13筆ございまして、利用権設定面積は今回新規のみになりますが、合計で22,624㎡、貸し手が4名、受け手が4名でございます。内訳は4ページ目に添付しております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんの方よりなにかありましたら、補足説明並びに意見をお願いいたします。東中村は、於福。すみません。於福だ。野尻さん何かわかりますか。於福下。</p>
事務局	<p>阿野さん、ないそうです、意見は。</p>
議長	<p>阿野さん。</p>

7 番（推進委員）	●●●は、大石さんか。おられないですね。●●、●●。
議長	問題はないと思います。 ●●●。これは、吉村徹さん。欠席ですか。 委員のみなさんで何か、農業委員のみなさんの方で何か分かる方がいらっしゃたら発言をお願いしたいんですが、ございませんか。 私の方から聞いていいですか。2番、これこの前畑地造成が出た田んぼとは違うんですか。
事務局	今、確認してます。
議長	これを除いて、確認を。 他に委員の皆さんよりなにかご意見ございませんか。それでは、2番の件で畑地造成が申請の出た農地でなければという条件をつけて採決に移りたいと思います。議案第6号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして、議事順位第9に飛びます。報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを1から2までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	はい。報告の前にすみませんが、先程の●●さんのところは、畑地造成が出たところではないです。 2件朗読。 1件目。申請地は●●●●から南西に4.7kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。 2件目。申請地は●●●●から南に1.5kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。 以上報告いたします。
議長	はい。ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。

3 番	<p>3 番、俵でございます。まず、1 番ですが、場所がまた難しく、先程の●●●ですか、あそこから、山側を見たほど西側に1, 2 km ぐらい山の方に入った場所でございます。で、資料19の30ページを見ていただけたらと思いますが、黒い実線部分が四角細長い所があると思うんですが、それが鉄塔用地で、アンテナの用地で、あと斜線部分がこの設置に対しましての一時転用部分の農地でございます。上に防火水槽がございますが、そこから見ると、2 m くらいこう段があるような場所の農地でございます。ここにアンテナが設置されても別段に周囲に対して影響はないものというふうに感じて帰りました。次に2番目ですが、これがまた、場所がですね、ここから●●●●●●を●●●●方面に進みますと、T字路で突当たります、●●●の。その交差点から1 km くらいですかね、●●●●方面の方に上ったところですよ。目印とすれば、別になんも無いというような所なんです、まあそういった場所です。で32ページを見ていただけたら分かりますけど、県道の横の農地になっているわけですが、右側下の方に四角い黒い実線の所がございまして、これがアンテナが建つ場所というふうになっておりまして、残りの部分は工事に対しまして一時転用ということでございます。特にこれもアンテナ設置されても問題はなかろうかというふうに感じております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、地元委員の方より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
1 2 番 (推進委員)	<p>はい。中野です。 俵委員の言われたとおりでございます。問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
1 3 番 (推進委員)	<p>南野と申します。俵委員の言われたとおりでございますので、よろしく審議申し上げます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか。特に発言ないようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。 それでは続きまして、議事順位第10 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを1から5までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5 件朗読。 1 件目、2 件目は、農地法第3条農地所有権移転申請のために、双方の合意により解約されたものです。 3 件目は、病気のため耕作管理が難しくなったため、双方の合意により解約されたものです。これからは自己管理される予定です。 4 件目、5 件目は耕作の管理が難しくなったため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。以上報</p>

	<p>告いたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。4番5番はいらっしゃいますかね。宮崎さん所と思いますが。</p>
2番	<p>2番、宮崎ですが、私の知る所でございますが●●●●さんの方がこの3月末に利用権設定されたんですが、急に脳梗塞になられてまして、それで急遽戻りたいという形になりました。で、●●さんと●●●●さんですか、この方についてはですね、なにぶんちょっと遠くにおられますのでですね、ちょっと難しい所がございます、そのへん地域の組織委員の方にお話しをしまして中山間事業をやっておりますので、一応田んぼは荒さない程度に管理をしましょうという形で話は進めておりますのでですね、さほど問題は起こらないのではなかろうかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。もし出来たら、だれか耕作していただける方を探していただけたら助かりますけど、よろしく願いいたします。委員のみなさんより他になにかご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声） それでは、特に発言ないようでございますので、報告第4号を終わらせていただきます。 それでは、議事順位第11 報告第5号 農地転用現況証明について、1から2までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。 1件目。申請が5筆。●●●●、●●●●、●●●●につきましては、昭和38年に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。●●●●につきましては、20年以上前より農道として利用されており、現在に至ります。●●●●につきましては、昭和38年頃に耕作放棄後、現在は拌み所となっている状況でございます。 2件目。申請が1筆。平成10年頃に耕作放棄後、現在は、宅地と一体利用されている状況でございます。 以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします</p>
3番	<p>3番の俵でございます。現況証明1番ですが、この1番は3条の2番目の案件の●●さんの件でございます。36ページをみていただいたらお分かりになると思うんですが、●●●●、●●●●、●●●●、山林化をされており、先程、事務局の方からございま</p>

	<p>した、2番の●●●●-●は拌み所、で●●●●はこれは圃場整備の時に農道になったということでした。続いて2番目ですが、2番目の方も3条の4番目の●●さんの案件でございます。資料の22の黒い部分がこの現況証明の農地でございます。38ページの写真を見ていただいたら家がございますが、これが左側の●●●●-●の家になろうかと思えます。その左側の農地でございます、小屋やヒノキが植えてあったり、38ページの下は、家の下側の方になるんですが、細長く、また、小屋等が建っているという現状になっております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、地元委員より、補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
23番（推進委員）	<p>俵委員が、今言われまして通り、別に異論はないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
14番（推進委員）	<p>2番です。平成10年頃に放棄してますから、もう20年以上経っております、周辺の農地にも別段影響ありません。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員の皆さんよりなにかご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言ないようでございますので、報告第5号を終わらせていただきます。それでは続きまして、議事順位第12 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回3件。農事組合法人●●●、農事組合法人●●●、農事組合法人●●●から提出がございました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から気がついたところがあります。訂正をお願いします。最初の農業組合法人●●●●さんのところの農業関係者の欄、権利の種類というのがあります。面積が0aに対して利用権て書いてありますんで、これは利用権を3つとも、0aのところだけは利用権を消して頂けたらと思います。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>

15番	これ、●●●さんのですね。これ面積一桁ちがうんじゃないかな、これ2丁4反なりますよね。田んぼ。経営面積。
議長	どこですか。
15番	経営面積。
議長	●●●。
	(聞き取り不能)
議長	2丁4反になつとる。あの、上に2丁一反の家があるけえ。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	aか。aやから22丁。
	(発言多数で聞き取り不能)
事務局	そうですね。おそらくaで書かれてるんだと思いますが、ここ㎡で書くようになってますので、0を増やすかっこうで行きたい と思います。確認の上ですね。
議長	足し算も違うんか。足し算はいいんか。
	(発言多数で聞き取り不能)
議長	これは、ここに入ってる面積は組合員の面積ですから、組合員外から利用権設定で借りたりしておれば、それについては、中には 開発公社を通してから借りてる部分もあるんじゃないかと思いますが、問題ないと思います。他になにかご意見ございませんか。

	<p>よろしゅうございますか。（「はい」の声）特にこれ以上意見が出ないようでございますので、報告第6号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、その他の項に移りたいと思います。農業相談日につきましてはございませんでしたので報告はありません。以上で議案につきましてはすべて終わりましたが、みなさんの方よりなにか特に意見等ございましたらお願いをいたします。先程ですね、総会が始まる前に種苗法のことについてどうなるんでしょうという意見が出ておりましたので、これにつきましては、次の総会までに事務局も含めて、詳しく調べてみなさんの方に報告するようになりたいというふうに思っております。それと若干、農地法等の事務手続きについて簡素化するための通知がですね、農水省の方より来てるようでございます。これについてもみなさんの方に提供できる資料といたしますか、みなさんに必要な部分が、ありましたら、そのへんについてはまた、抜粋して次の次になるかもわかりませんが、出来る限り早くみなさんの方に、ご連絡したいと、提示したいというふうに思っております。別に委員のみなさんよりないようございましたら、事務局より今後の日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より今後の日程等について、お知らせいたします。今後の日程でございますが、次回の第6回の総会は、6月の16日、火曜日、午後2時から行います。場所は、今、美祢市民会館の2階大会議室と記載しておりますが、今回も本当でしたら市民会館というご予定でみなさんにご案内してましたけど 急遽こちらでということで、そっちの方には書かせていただきました。新型コロナの関係でですね、昨日、警戒は解けたわけですけど、山口県。それを受けて知事の発言がありまして、今日ちょうど総会と被ってですね、市のコロナの対策会議やっておりますので、私それちょっと出席出来ませんでしたので、どういうふうに動いたかはちょっと分からないんですけど、恐らくその3密をさけるとかですね、不要不急の外出をさけるとか、そのへんは、継続的にやっていくんだと思いますので、できるだけ広い会場ですすねやりたいなど、終息の方向に向かえば市民会館で行きたいと思えますし、まだまだ第2波と言う事も無きにしても非ずなので、その時にはまた、広いこちらでというご案内になるかもしれません。ですので、次回のご案内が届いた時には、どこであるかというのは、今一度確認したうえでいらしてください。よろしく申し上げます。続きまして、農業相談日でございます。次回は6月の9日、火曜日、時間は9時から11時30分まで、美祢地区は萬代委員さん、美東地区は岸委員さん、秋芳地区が安富委員さんでございます。現地調査ですが、実施日は6月の8日、月曜日、時間は9時から16時まで、倉増委員さんと宮崎委員さんでお願いいたします。現地調査の集合場所は農業委員会の事務局に8時50分までにご集合いただけたらと思います。以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして令和2年美祢市農業委員会第5回総会を閉会します。どうもお疲れさまでした。号令</p>

午後 3 時 3 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和 2 年 5 月 1 5 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

